

函館市生涯活躍のまち形成事業計画

平成30年2月

函館市保健福祉部

目 次

第1章 計画の基本理念	1
1 計画の趣旨・位置付け	1
(1) 計画の趣旨	
(2) 計画の位置付け	
2 区域の設定	2
3 関連計画等と本計画との関係	3
4 地域再生協議会	5
(1) 協議会の名称	
(2) 協議会の構成員	
(3) 協議会の開催実績	
5 根拠法令	6
第2章 計画対象地域における現状・課題	7
1 現状	7
2 課題	8
第3章 計画対象地域における事業・取組み	9
1 事業概要	9
2 取組みの方向性	10
3 個別の事業の取組内容	11
(1) 中高年齢者の社会的活動への参加の推進	
(2) 高年齢者向け住宅の整備	
(3) 医療・介護サービスの提供	
(4) 移住施策の推進	
(5) 仕事と子育ての両立支援	
第4章 計画に基づく特例	18
1 サービス付き高齢者向け住宅の入居要件の設定の特例	18
(1) 現状と課題	
(2) 支援措置の概要	
(3) 生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の 入居者についての要件	

第5章 計画の成果目標の設定	20
1 目標の設定	20
(1) 目標	
(2) 目標の達成状況の点検・評価方法	
2 スケジュール	21

第1章 計画の基本理念

1 計画の趣旨・位置付け

(1) 計画の趣旨

平成28年4月地域再生法（以下「法」という。）の改正により、新たに地域再生計画に「生涯活躍のまち形成事業」が位置付けられ、市町村は地域再生計画を作成し、国へ認定申請を行い、認定を受けた市町村は具体的なプランである「生涯活躍のまち形成事業計画」を作成することで、必要に応じ特例措置（事業者の手続きの簡素化など）を活用し、「生涯活躍のまち」構想の取組みの実現が図られるようになりました。

本市は、日吉町4丁目の市営住宅団地跡地において、福祉コミュニティエリア整備事業を推進しており、この事業は国が推進する「生涯活躍のまち」構想の機能を有していることから、法第5条第1項の規定に基づき、平成28年6月15日付けで内閣総理大臣に対し地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業）の認定申請を行い、同年8月30日付けで全国で初めて認定を受けました。

このようなことから、地域再生計画に記載した生涯活躍のまち形成事業に関する事項の具現化を図るため、具体的な事業内容等を詳細に定める計画として、法第17条の14第1項の規定に基づき、地域再生協議会における協議を経て、「函館市生涯活躍のまち形成事業計画」を策定するものです。

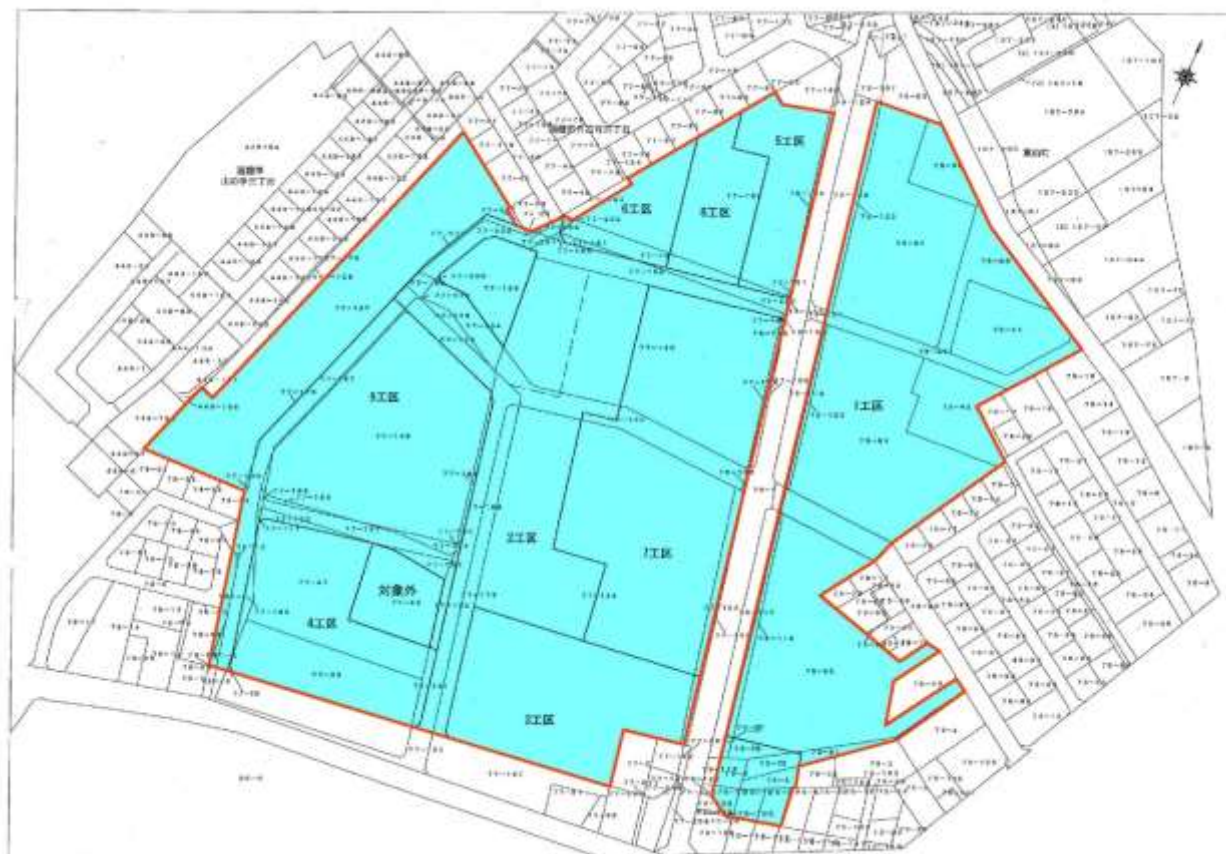
(2) 計画の位置付け

平成26年度に策定した「福祉コミュニティエリア整備基本構想」は、「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想と合致するものであり、首都圏等からの移住促進にも資することから、平成27年度に策定した地方版総合戦略（函館市活性化総合戦略）において、福祉コミュニティエリア整備事業を「生涯活躍のまち構想関連事業」として位置付けました。

また、平成27年度に実施した福祉コミュニティエリア整備事業開発事業者の公募では、プロポーザル募集要項において、提案および事業実施にあたっては、「生涯活躍のまち（日本版CCRC）構想の取組み」を条件としており、福祉コミュニティエリア整備事業の推進により、「生涯活躍のまち」構想の実現を図るものです。

2 区域の設定

函館市日吉町4丁目77番124を中心とした区域 約8ha



3 関連計画等と本計画との関係

本計画の作成にあたっては、市で策定している関連計画等と整合を図ることに留意しました。

○ 第3次函館市地域福祉計画

地域の人々が安心して暮らせる「共に支え合う社会」の構築をめざし、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない地域の課題に対応するため、住民・地域・行政の役割分担を示し、それぞれが協力し合いながら解決に向かう仕組みをつくるための計画であり、福祉コミュニティエリアは、地域コミュニティを形成し、地域福祉を実践できるエリアとなることをめざします。

○ 第7次函館市高齢者保健福祉計画・第6期函館市介護保険事業計画

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援のサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、介護保険の施設整備や各サービス量の見込み、各種高齢者福祉サービスの内容、施策の方向などを定め、健康・生きがいづくりの推進や介護保険事業の円滑な運営などに総合的に取り組むための計画であり、福祉コミュニティエリアは、誰もが安全・安心に暮らし続けられる地域包括ケアシステムのモデル的なエリアとなることをめざします。

○ 函館市障がい者基本計画、第4期函館市障がい福祉計画

障がい者基本計画は、障害者基本法に基づき、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし、各種の障がい者施策を推進するための計画で、障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障がい福祉サービス量の見込みとその確保策を定める計画であり、福祉コミュニティエリアは、障がいの有無に関わらず、誰もが安全で安心して快適に生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したエリアとなることをめざします。

○ 函館市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子どもを対象に地域社会全体で次世代育成支援対策に取り組むための計画であり、福祉コミュニティエリアは、子どもからお年寄りまで、多世代が交流でき、子育て支援が充実したエリアとなることをめざします。

○ 函館市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づく土地利用の規制・誘導および都市施設の整備や市街地開発事業などを実施するうえでの基本的な方針であり、福祉コミュニティエリアについては、地区別方針のなかで、コンパクトなまちづくりの趣旨や周辺の住宅地の住環境への影響を踏まえながら、土地利用を検討することとしており、この方針に沿って整備を進めます。

○ 函館市住宅マスタープラン

住生活基本法に規定されている住生活の安定の確保および向上の促進に関する各種施策を策定し、実施するにあたっての基本的方向を示す計画であり、福祉コミュニティエリアでは、高齢者や障がい者が在宅で安心して暮らし、子育て世帯等が安心して子どもを産み育てることができる居住環境となるよう必要な取組みを進めます。

4 地域再生協議会

(1) 協議会の名称

福祉コミュニティエリア整備事業（生涯活躍のまち形成事業）地域再生協議会

(2) 協議会の構成員

法令根拠	構成員
法第12条第2項第1号	函館市
法第12条第2項第2号	医療法人社団善智寿会（地域再生推進法人）
法第12条第2項第3号	アルファコート株式会社
法第12条第3項第1号	日吉町4丁目町会 第16方面民生児童委員協議会
法第12条第3項第2号	国立大学法人北海道教育大学函館校 学校法人野又学園函館大学 社会福祉法人ろうふく会函館福ちゃん保育園 株式会社北海道二十一世紀総合研究所
法第17条の14第2項	北海道知事

(3) 協議会の開催実績

区分	開催日	会議内容
第1回	平成28年11月11日	①会長の選出 ②福祉コミュニティエリア整備事業について ③福祉コミュニティエリア整備事業事業計画書について ④地域再生協議会の設置について
第2回	平成29年 2月 1日	①函館市生涯活躍のまち形成事業計画（たたき台）について ②市の動向について ③事業者の動向について
第3回	平成29年 8月31日	①函館市生涯活躍のまち形成事業計画進捗状況について
第4回	平成30年 1月24日	①函館市生涯活躍のまち形成事業計画（案）について

5 根拠法令

法第17条の14第1項の規定に基づき、函館市生涯活躍のまち形成事業計画を策定します。

第2章 計画対象地域における現状・課題

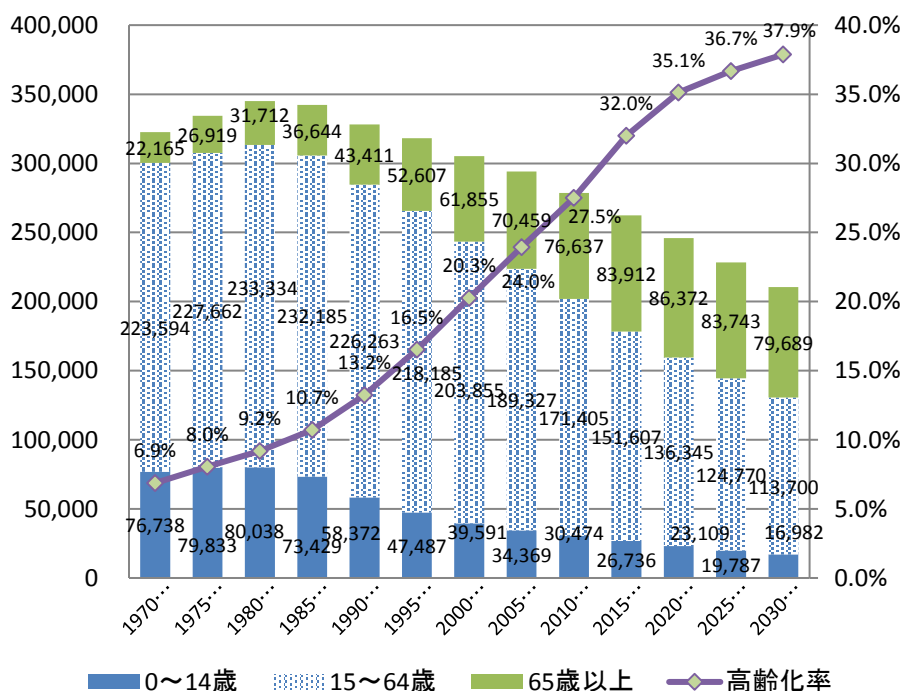
1 現状

本市では、全国より早く人口減少や少子高齢化が進行し、65歳以上の高齢化率は平成22年国勢調査で27.5%と全国値を4.5ポイント上回っており、全国と同様に「団塊の世代」の高齢化に伴い、高齢者人口は急増し、平成32年にはピークに達し、平成42年においても平成22年を上回ると推計されています。

また、これまで地域住民が相互に連携を保つため、町会を中心として、交通安全、防災・防犯、青少年の健全育成などの諸問題に取り組んできましたが、町会加入者（平成18年91,900世帯、65.6%→平成28年79,331世帯、55.6%）は減少しており、担い手や住民意識の希薄化が見られます。

こうしたなか、地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業）の区域である日吉町4丁目の市営住宅跡地で、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、安全で安心して快適に暮らし続けられる住まいをはじめ、在宅の高齢者や障がいのある方などを支援する各種サービスを提供する事業所のほか、在宅での生活が困難な方々のための施設などを整備するとともに、共に支えあう地域コミュニティを形成することで、誰もが生涯にわたって活躍し、地域福祉が実践され、地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとして、新たなまちづくりをめざそうとするものです。

【本市の人口の推移と今後の見込み】



2 課題

本市の人口減少は、若年層をはじめとする転出超過に加え、合計特殊出生率が低く推移しており、自然減と社会減が同時に進行しています。このままの状況が続くと老年人口の割合はさらに上昇し、それを支える生産年齢人口の負担は大きくなっていくとともに、人口の減少により、生活関連サービス施設の撤退・閉鎖が進むことで、税収が減少し行政サービスの縮小も懸念されます。

また、少子化の進行と高齢者人口の増加に加え、核家族化（総世帯数：平成18年140,057世帯→平成28年142,682世帯）や地域における交流の希薄化が進むなかで、福祉サービスに対する市民ニーズは、介護や子育て支援といった特定の専門分野の知識や経験では解決できないほど多様化、高度化し、公的な福祉サービスの充実ばかりではなく、市民やボランティア、企業など地域全体が主体となって支えあうことが重要となっています。

このため、今後、人口減少・高齢化の進展が見込まれるなかでは、住まいや医療、介護、予防、生活支援のサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」をいかに構築するかが課題となっており、その実現に向けては、行政サービスを充実させるだけでなく、市民一人ひとりが主体性を発揮し、地域の担い手として活躍でき、共に支え合う地域福祉の実践も課題となっています。

とりわけ高齢者は、「支えられる側」ではなく、社会の担い手として活躍できるよう生きがい就労やボランティア活動などを促進することが課題となっています。

第3章 計画対象地域における事業・取組

1 事業概要

福祉コミュニティエリア整備事業は、生涯活躍のまち構想の推進に向け、重要となる地域福祉の実践や地域包括ケアシステムを構築するため、住まいや医療、介護、予防、生活支援のサービスを一体的に提供できる環境を市営住宅団地跡地に新たに整備し、地域再生推進法人を中心に町会などの付近住民や大学などと協働でソフト事業を展開します。

その拠点として、多世代交流施設を地域再生推進法人が整備・運営し、近隣の保育園や小中高大学生や住民が参加できる様々なイベントや会合が行われる交流拠点とするほか、高齢者も障がい者も気軽に仕事・学びができるような情報発信拠点とし、子育てや就労などの総合相談窓口も設置することで誰もが立ち寄れる場を提供します。

また、移住者向けの集合住宅を整備するとともに、市郊外ながらも交通・文教・子育てなどの環境の良い本エリアで、子育て世帯も呼び込めるようコンパクトで購入しやすい区画や価格で宅地分譲も行います。

24時間365日体制の機能強化型在宅療養支援診療所を核としたメディカルモールを展開するほか、函館市介護保険事業計画に基づき、広域型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどを整備するとともに、健康づくりや介護予防としてのメディカルフィットネスを実施するほか、生活を支援する利便施設としてはスーパーマーケット、コンビニエンスストアなどを整備します。

こうした住まいや医療・介護の基盤を有機的に結び付け、地域コミュニティを形成するため、整備を完了する前からコーディネーターなどの人材育成や、ソフト事業のプログラムの検討を行うほか、首都圏シニアなどを対象に本市への移住促進に寄与するプロモーション活動を行います。

また、首都圏等からのアクティブシニアの移住を促進するため、サービス付き高齢者向け住宅の入居対象者の要件緩和を行うこととします。

2 取組みの方向性

本市の将来人口の大幅な減少に歯止めをかけるための一つの方策として、市外からの移住者を拡大することも必要となります。

これまでの本市への移住の多くは、西部地区や中心市街地のマンションが中心となっていますが、福祉コミュニティエリアにおいては、コミュニティの拠点となる多世代交流施設や、医療・介護施設、生活利便施設などの整備が進展し、良好な居住空間が形成され、安全で安心して快適に生活できる地域コミュニティを形成することで、新たな移住者の受入れ地域となっていくことをめざします。

また、少子化、高齢化に対応した地域福祉社会を実現するには、生涯にわたって活躍し、自分らしい暮らしを続けられるよう、「地域包括ケアシステム」を構築するモデル的なエリアとして取組みを進め、地域福祉の成功事例を全市的、全国的に発信できるようにします。

本市では、平成25年度から本格的に取り組んでいる福祉コミュニティエリア構想を推進し、首都圏や道央圏などからの移住者の増加により少しでも人口減少に歯止めをかけ、また、地域住民が共に支えあう地域コミュニティを創出し、誰もが生涯にわたって活躍できる地域づくりを実現します。

【福祉コミュニティエリアのイメージ図】



3 個別の事業の取組内容

(1) 中高年齢者の社会的活動への参加の推進（法第17条の14第3項第1号）

ア 多世代交流施設の整備

(ア) 実施概要

福祉コミュニティエリア内に、地域コミュニティの中核的機能を有する多世代交流施設（メディカルモールなどを併設した複合施設）を整備・運営します。

多世代交流施設には、住民が集える場として、会議室やイベントスペース、飲食スペースなどを設置し、エリア内外の地域住民が活用しやすい施設機能を整備するとともに、多世代交流を促進するためのソフト事業等を実施します。

(イ) 具体的内容

- ・ 多世代交流を促進するためのソフト事業の企画・運営

【多世代交流を促進するためのソフト事業】

イベント企画	日常から地域とつながるための企画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消「食のマルシェ」 ・ コンテ日吉と周辺地域との合同「夏祭り」 ・ 障がい者等の「作品展示販売会」 ・ 周辺学校の「発表会」 ・ 地域カフェ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 散歩会・井戸端会 ・ 街のクリーン活動 ・ 地域情報ネットワークの構築 ・ ボランティアの育成 ・ 子どもの地域活動教育の実施 等

- ・ 福祉相談，高齢者や障がい者の就労相談機能，ボランティア受入に関する相談
- ・ 地域の町内会などコミュニティ活動を支える団体等への活動室・会議室の貸出 など

(ウ) 実施主体

- ・ 社会福祉法人善智会

(エ) 実施時期

- ・ 施設整備 平成29年度
- ・ 施設運営 平成30年度～

※施設整備・運営に合わせて、ソフト事業等についても順次、実施していく。

イ 中高年齢者の就業の促進

(ア) 実施概要

多世代交流施設内に、「情報発信・就労支援センター」を整備し、同センターの就職相談員が、中高年齢者の一般就労や生きがい就労などを支援するほか、ボランティアの養成や斡旋を行います。

(イ) 具体的内容

- ・ ジョブサロン函館など既存の就業支援施設と連携した情報提供
- ・ エリア内の事業運営に係る一般就労支援
- ・ エリア内の見守りや安否確認など柔軟に無理なく働くことができる「生きがい就労」支援やボランティア養成・斡旋 など

(ウ) 実施主体

- ・ 社会福祉法人善智会

(エ) 実施時期

- ・ 平成30年度～

ウ 生涯にわたる学習活動や社会的活動への参加促進

(ア) 実施概要

多世代交流施設を拠点として、生涯学習・社会参加を促進するとともに、地域の担い手としての意識醸成や担い手の発掘・育成を行います。

(イ) 具体的内容

- ・ 生涯学習・社会参加促進に向けた講座やイベントの開催
- ・ 生活支援サービスや介護業務を補助するボランティア講座の開催
- ・ 地域情報ネットワークの構築 など

(ウ) 実施主体

- ・ 社会福祉法人善智会

(エ) 実施時期

- ・ 平成30年度～

(2) 高齢者向け住宅の整備（法第17条の14第3項第2号）

(ア) 実施概要

医療・介護施設の整備や子育て世帯をターゲットとした宅地が整備される福祉コミュニティエリアに、高齢者向けの集合住宅やサービス付き高齢者向け住宅を整備し、病気や要介護状態になっても安心して暮らし続けられる環境や多様な世代がそのライフステージやライフスタイルに合わせて住むことを選択できる環境を整備します。

また、介護施設等との住み替えを気軽にできるよう配慮するとともに、CCRCの居住体験の受入施設も整備します。

(イ) 具体的内容

- ・ 一般・学生・移住者（体験含む）向け集合住宅
- ・ 介護老人福祉施設，地域密着型特定施設（サービス付き高齢者向け住宅） など

(ウ) 実施主体

- ・ 社会福祉法人善智会
- ・ 社会福祉法人結絆の会
- ・ (株)ハーモニー
- ・ (有)ウィズ

(エ) 実施時期

- ・ 平成29年度～

(3) 医療・介護サービスの提供（法第17条の14第3項第3号）

ア 医療サービスの提供

(ア) 実施概要

24時間365日体制の機能強化型在宅療養支援診療所を中心として、歯科、調剤薬局などのメディカルモールを多世代交流施設に併設して整備・運営します。

また、医師の指示のもと、生活習慣病予防、介護予防、リハビリなどを行う医療法第42条に基づくメディカルフィットネスを実施します。

(イ) 具体的内容

- ・ 機能強化型在宅療養支援診療所，歯科，調剤薬局
- ・ 健康増進，疾病予防等にかかる勉強会や健康診断等の実施 など

(ウ) 実施主体

- ・ 医療法人社団善智寿会
- ・ シャンティメディカル(株) ほか

(エ) 実施時期

- ・ 平成30年度～

イ 介護サービスの提供

(ア) 実施概要

介護施設は、第6期函館市介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど6か所223床を整備・運営します。また、周辺の地域住民が自立した生活を継続できるよう、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を提供します。

(イ) 具体的内容および実施主体

種別	規模	事業主体
広域型特別養護老人ホーム	1か所 100床	社会福祉法人善智会
地域密着型特別養護老人ホーム	1か所 29床	社会福祉法人結絆の会
認知症高齢者グループホーム	1か所 18床	(株)ハーモニー
認知症高齢者グループホーム＋ 複合型サービス	1か所 18床	(有)ウィズ
地域密着型特定施設（サービス 付き高齢者向け住宅）	1か所 29床	(株)ハーモニー

地域密着型特定施設（サービス付き高齢者向け住宅）	1か所 29床	(株)ハーモニー
--------------------------	---------	----------

(ウ) 実施時期

- ・ 平成29年度～

ウ 医療・介護の連携に係るソフト事業の実施

(ア) 実施概要

エリア内および運営法人グループの各施設の情報を一元化し相談内容に沿ったサービスを提供するための地域コンシェルジュ室を設置し、地域住民が安心して生活を継続するための医療・介護の連携によるソフト事業を実施します。

(イ) 具体的内容

- ・ 医療・介護分野におけるICT（情報通信技術）の利活用
- ・ エリア内の介護施設などへの住み替え支援
- ・ 24時間コール体制の確立 など

(ウ) 実施主体

- ・ 医療法人社団善智寿会
- ・ 社会福祉法人善智会
- ・ 社会福祉法人結絆の会
- ・ (株)ハーモニー
- ・ (有)ウィズ

(エ) 実施時期

- ・ 平成30年度～

(4) 移住施策の推進（法第17条の14第3項第4号）

(ア) 実施概要

福祉コミュニティエリアへの中高齢者の来訪および滞在を促進するため、「当エリアで暮らすことの魅力を知ってもらう」、「当エリアでの暮らしを体験しに来てもらう」、「当エリアで自分らしく活躍してもらう」の3つのステップから各種事業に取り組みます。

(イ) 具体的内容

- ・ 一般・学生・移住者（体験含む）向け集合住宅の整備
- ・ マーケティング調査・プロモーションの実施

移住者も含め福祉コミュニティエリアへの居住促進に向けて、首都圏などに在住のアクティブシニアで地方移住への意向がある人へのマーケティング調査やプロモーションを行います。

- ・ 関連機関との連携による情報発信

本エリアで実現可能な中高年齢者の暮らし方をわかりやすく伝えるホームページや冊子を作成し、函館市や函館市地域交流まちづくりセンター、北海道などと連携して情報を発信します。

また、医療・介護人材の情報提供サービス会社と連携し、医療・介護分野への就労を希望する人の移住を推進します。

- ・ 移住体験の実施

地域交流まちづくりセンターと連携し、函館の高いブランド力や集客力を活用し、「移住体験」を実施します。

- ・ シニアライフプランの作成とサポート体制の構築

移住希望者向けの「シニアライフプラン」を作成し、目標と計画を持って本エリアで地域住民との交流を図りながらいきいきと生活できるよう、多世代交流施設に配置するコーディネーターなどが中心となりアドバイスやサポートを行う体制を構築します。

(ウ) 実施主体

- ・ 社会福祉法人善智会

(エ) 実施時期

- ・ 平成28年度～

(5) 仕事と子育ての両立支援（法第17条の14第3項第5号）

(ア) 実施概要

多世代がいきいきと暮らし続けられるよう、既にエリア内で事業展開する民間保育園との連携により、託児が必要な子育て世代の負担軽減、仕事（とりわけエリア内の施設などでの介護業務）と子育ての両立支援が図られるよう、多世代交流施設内に院内保育所を設置します。

また、多世代交流施設などを活用し、子供たちと高齢者・障がい者との交流を図り、インクルーシブな地域社会の実現に向けて取り組みます。

(イ) 具体的内容

・ 院内保育の設置

多世代交流施設内に託児スペースを併設し、託児が必要な子育て世代の負担軽減につなげます。地域内の人的資源の活用と、高齢者の生きがいづくり、そしてインクルーシブな地域社会の構築などを目的として、保育士資格を持つ地域の高齢者などがスタッフとして就労します。

・ 子どもの地域活動支援

小中高校から体験ボランティアを受け入れ、子供たちが福祉に触れる機会を提供するほか、多目的スペースや活動室等で、子どもとその親を対象とした企画を積極的に提供し、子育て世代を支援します。

(ウ) 実施主体

・ 社会福祉法人善智会

(エ) 実施時期

・ 平成30年度～

第4章 計画に基づく特例

1 サービス付き高齢者向け住宅の入居要件の設定の特例（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条）

(1) 現状と課題

65歳以上の人数については、介護保険制度の始まった平成12年の61,855人に対し平成29年には88,635人となっており17年間で26,780人増加している。今後も高齢者数の増加が推測され、要介護（要支援）認定者数についても平成25年の17,663人から平成29年の19,837人となり5年間で約1.2倍と増加傾向が見受けられ、今後も増加することが推測されることから、高齢者の居住安定確保が必要と考えられます。

また、居住確保する際には、地域コミュニティとの関わりが重要であり、生活環境や周辺住民とのコミュニケーションが必要となるため、体が健康な内に施設へ入居することにより環境への適応が容易になることから入居要件の緩和が必要と考えられます。

要介護（要支援）認定者数の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	3,758	4,218	4,339	4,300	4,217
要支援2	2,643	2,643	2,731	2,911	2,854
要介護1	3,296	3,565	3,684	3,760	3,887
要介護2	2,430	2,493	2,573	2,695	2,838
要介護3	1,865	1,887	2,033	2,132	2,214
要介護4	1,824	1,824	1,861	1,913	1,985
要介護5	1,847	1,833	1,820	1,802	1,842
合計	17,663	18,463	19,041	19,513	19,837

(2) 支援措置の概要

生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者となります。

(3) 生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者についての要件

「生涯活躍のまち」構想の基本コンセプトである①東京圏をはじめ地域の中高齢者の希望に応じた地方や「まちなか」などへの移住の支援，②「健康でアクティブな生活」の実現，③地域社会（多世代）との協働，④「継続的なケア」の確保等の実現を図るため，「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」第3条で定める年齢その他の要件（現行規定による入居対象者：60歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者，同居する配偶者等）に加え，函館市外からの移住者で50歳以上の者を入居対象者として設定します。

第5章 計画の成果目標の設定

1 目標の設定

(1) 目標

年度	1	2	3	4	5	6	7
	福祉コミュニティエリアにおける居住者数	市外からの移住者数	シニアプランの作成件数	施設運営に係る雇用人数	経済効果 生涯活躍のまち形成による	地域福祉の相談件数	ボランティア人数
H28	人 0	人 0	件 5	人 20	億円 15.57	件 0	人 0
H29	150	10	10	100	55.56	0	50
H30	410	30	20	330	15.87	36	100
H31	500	50	30	340	10.31	72	200
H32	500	50	40	350	7.69	72	250
H33	500	50	50	360	7.69	72	250
H34	500	50	50	360	7.69	72	250
H35	500	50	50	360	7.64	72	250
H36	500	50	50	360	7.64	72	250
H37	500	50	50	360	7.64	72	250

(2) 目標の達成状況の点検・評価方法

本計画の目標達成状況については、市が毎年7月頃、前年度の達成状況进行评估し、改善すべき事項の検討を行います。

また、地域再生協議会を通じて、実施した事業の効果を検証し、必要に応じて地域再生計画を変更するという一連のプロセス（PDCAサイクル）を実行します。

2 スケジュール

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度～ 平成 37 年度
地方創生拠点整備交付金【A3007】		<ul style="list-style-type: none"> ■多世代交流施設の整備・効果促進事業（平成29年度） 					
生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例【A3011】	<ul style="list-style-type: none"> ■中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動参加 多世代交流施設の整備（平成28～29年度）・運営（平成30年度～） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者向け住宅 高齢者向け集合住宅、サービス付き高齢者向け住宅の整備（平成28～29年度）・運営（平成30年度～） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ■保健医療サービス、福祉サービス 住まい、医療施設、介護施設、生活利便施設、道路、公園、広場の整備（平成28～30年度） ソフト事業の展開（平成30年度～） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ■移住希望者の来訪・滞在促進 マーケティング調査、プロモーション、関係機関との連携による情報発信、首都圏の情報提供サービス会社との連携、移住体験の実施、移住希望者へのシニアライフプランの作成、多世代交流施設へコーディネーターの配置（平成28年度～） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ■その他地域住民が生涯活躍できる地域社会の形成 保育園と介護施設の連携による子育て世代の負担軽減、院内保育所・託児所の設置、家事・自費介護サービス、配食・宅配・レストランサービス、身体活動促進サービスなどの実施（平成28年度～） 						
特定地域再生支援利子補給金【D2001】	<p style="text-align: center;">特定地域再生支援利子補給金申請受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生・移住者向けの集合住宅やサービス付き高齢者向け住宅の整備・運営 ・多世代交流施設の整備・運営 ・医療施設、介護施設の整備運営・運営 ・院内保育所、託児所の整備・運営 ・メディカルフィットネスの実施 ・スーパー、コンビニエンスストアの整備・運営 ・カフェレストランの整備運営 ・ストリートアスレチック器具の整備（以上、平成28年度～） 						
生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定【B3002】		<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者向け住宅 高齢者向け集合住宅、サービス付き高齢者向け住宅の整備（平成29年度）・運営（平成30年度～） 					
生涯活躍のまち形成事業に関連する市や民間事業者の事業	<ul style="list-style-type: none"> ■移住者・定住者誘致事業【函館市】 東京のふるさと回帰センターへのブース設置など（継続事業） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ■多世代交流施設に対する整備・運営費補助金【函館市】（平成29～34年度） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ■固定資産税等の減免【函館市】（平成29～30年度の見込み） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ■院内保育所の開設による子育て支援と介護人材の確保【事業予定者】（平成29年度～） 						
<ul style="list-style-type: none"> ■金融機関による支援【道内金融機関】（平成28年度～） 							